

# 大阪市立夕陽丘中学校「学校安心ルール」

(大阪市教育委員会スタンダードモデル)

R7.4.1

## 〈基本的な考え方〉

- ・学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子ども達がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として制作したものです。
- ・子ども達には日頃より、基本的な約束に示された事柄を心がけることを伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや、相手のことを考えることができる「より良い社会（学校）」を目指しています。
- ・第1～3段階の基本となるものは、『体罰、暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・挨拶をする	・嘘をつかない	・美化に努める	・ルールを守る	・人に親切にする
第1段階	・5分前行動をする	・からかう、ひやかす	・指導を素直に聞かない	・物を大切にしない	いじめは許さない
	・時間に遅れる	・無視する	・指導を無視する	・自分の机等に落書きをする	・勉強する
	・物を勝手に使う	・からかう、冷やかす	・からかう、冷やかす	・学校のものを勝手に使う	・その場で注意
第2段階	・授業の邪魔をする	・仲間はずれにする	・指導に対して反抗する	・学校のものを壊す	・場合によっては家庭連絡
	・授業に関係のない話を	・悪口、陰口を言う	・挑発的な態度をとる	・夜中に出歩き徘徊する	・個別指導
	・授業をさぼり校内でた	・恐がるようなことをし	・バカにしたことを言う	・カードやゲーム等で賭	・自己を振り返る活動
	むろする	たり言ったりする	たり言ったりする	け事をする	
第3段階	・授業中、故意に妨害を	・嫌がることを無理やり	・指導に対して激しく反	・万引き、無免許運転、	・家庭連絡
	する	させる	抗する	飲酒、喫煙等法に触れる行為	・一定期間の別室における個別指導及
	・テロの邪魔やカンニング	・暴力をふるう（プロレ	・恐がるようなことをし		び学習指導
	を繰り返す	ス技をかける等も）	たり、言ったりする		・関係諸機関（警察、子供相談センター）
	・学校をさぼり校外でた	・モノを故意に壊したり、	・押す、突き飛ばす、ぶ		と連携し学校内で指導を行う。
	むろする	捨てたりする	つかるなどの暴力行為		・状況によっては個別指導教室を活用
			をふるう		した指導
第4段階	第3段階より重いと思われる事象（人権侵害、いじめ）や違法行為（窃盗、恐喝行為等）については、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

\*学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）